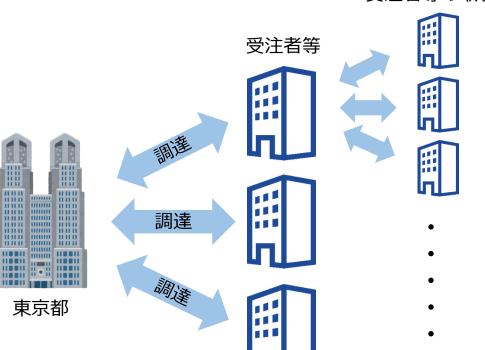
# 東京都社会的責任調達指針について

令和6年8月 東京都財務局

### 策定趣旨

- ▶ 「未来の東京」戦略(令和3年3月)を踏まえ、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行い、 持続可能な社会に貢献することを目的として、令和6年7月、「東京都社会的責任調達指針」を策定
- ▶ 調達指針は、持続可能性に関わる、環境、人権、労働、経済の各分野の国際的な合意や行動規範等を尊重し、 持続可能な社会の実現に向けて実行可能で最良の調達を実現するための事項や運用方法等を定めるもの

#### <社会的責任調達指針の意義>



受注者等の取引先

都における持続可能性に配慮した調達の実行

環境、人権、労働、経済の各分野での望ましい慣行が社会に波及

持続可能な経済・社会の実現

企業にとっても、**企業価値の維持・向上**などのプラスの効果

### 適用範囲

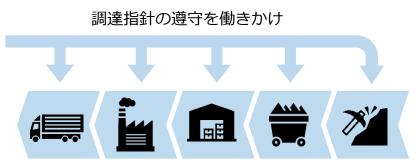
- ▶ 調達指針は、都(公営企業局を除く)が行う全ての調達を対象とするが、適用に当たっては経過措置を設け、 令和7年4月以降に公表される財務局契約第一課及び第二課発注案件から適用を開始
- ▶ 運用状況を見定め、今後、適用範囲の拡大について検討
- ▶ 都は受注者・受託者(以下、受注者等という)に対し、調達指針の遵守を求めるとともに、受注者等のサプライチェーンを担う事業者にも調達指針を遵守するよう働きかけることを要求

#### <財務局契約第一課・第二課発注契約>

区分		予定価格
契約第一課	建築工事	3億5,000万円以上
	土木工事 20 t 以上の船舶の製造及び修繕	2億5,000万円以上
	設備工事	4,000万円以上
	地質調査、測量、設計及び 工事の監理業務の委託契約	2,000万円以上
契約第二課	委託契約及び労働者派遣契約	2,000万円以上
	物品の買入	3,000万円以上
	印刷物の製作	1,500万円以上

#### 〈事業者との関係〉





サプライチェーンを担う事業者

### 都の責務及び調達指針が求める水準の考え方

- ▶ 都は、調達指針の遵守を、都の調達に参加する受注者等及びそれらのサプライチェーンを担う事業者(以下、調達関連事業者という)をはじめとする関係者との共同の取組として推進し、適正な事業環境確保など、発注者としての責務を果たしていくこととしている
- ▶ また、調達指針が求める水準については、受注者等の大半を中小企業が占めるなどの公共調達としての特徴を 踏まえたものとなるよう留意して設定

#### 〈調達指針に定める都の責務〉

	内容
1	都は調達指針の遵守を、都と調達関連事業者をはじめとする関係 者との共同の取組として推進する
2	発注者又は委託者として、適正な予定価格の設定や、適正な工期 又は履行期限を設定するなど、調達関連事業者が調達指針を遵守 するために必要となる適正な事業環境の確保と、公正かつ透明で 競争性の高い入札契約制度の運営に最大限努める
3	調達指針の趣旨や意義について、中小事業者をはじめとする調達 関連事業者へ周知を図り、調達指針と同様の取組が拡大し、社会 を構成する多様な組織において持続可能性を重視する姿勢が定着 するよう働きかけていく

#### <調達指針が求める水準の考え方>

区分	考え方	都の対応
義務的事項	法令遵守を基本として調達事業 の受注及び遂行に当たり遵守し なければならない事項	契約時の誓約書徴取 グリーバンス・ メカニズムの整備
推奨的事項	持続可能性に関する各分野の国際的な合意や行動規範を尊重し、 企業が果たすべき責任として、 取り組むことが求められる事項	契約制度上の インセンティブ付与 を推進



義務的事項の範囲などについては、社会動向に応じた適切な水準を設定すると共に、適宜見直しを実施

### 持続可能性確保に向けた視点の概要(全般)

- ▶ 工事・物品等の調達過程において、調達関連事業者に求めることを、持続可能性確保に向けた視点として、「全般」「環境」「人権」「労働」「経済」の分野別に明示
- ▶ 各項目において、「●」は義務的事項を、「○」は推奨的事項を指す。

#### 1.1 法令遵守

● 調達過程で適用される国内外の法令等の遵守及び国際規 節の尊重

#### 1.2 持続可能性確保に向けた受注者等の責任

- ○人権尊重・環境保護に関する自社の方針の明確化と公表
- 定期的なデュー・ディリジェンスの実施
- グリーバンス・メカニズム (苦情処理メカニズム) の整備

#### 1.3 通報者に対する報復行為の禁止

● 通報者に対しての通報を理由とする報復行為の禁止

#### 1.4 工事・物品等における適正な履行

● 公共調達の趣旨を踏まえた公正な事業運営の義務

### 持続可能性確保に向けた視点の概要(環境)

#### 2.1 排出する温室効果ガスの削減

○ 自社の直接的・間接的及びサプライチェーンの温室効果ガス排出量の特定と、温室効果ガス排出量削減措置の実施

#### 2.2 低炭素・脱炭素エネルギーの利用

○ 再生可能エネルギー由来の電気や熱など、CO2排出係数のより低いエネルギーの使用

#### 2.3 その他の方法による温室効果ガスの排出量削減

○ノンフロン化等による温室効果ガスの排出量削減

## 2.4 バリューチェーン全体を通した温室効果ガスの排出量削減に寄与する原材料等の利用

○ 低炭素型原材料等、バリューチェーン全体で排出される温 室効果ガスの削減に寄与する原材料や部品、燃料の利用

#### 2.5 省エネルギーの推進

○ 建物断熱化やZEVの活用など、消費エネルギーの低減

#### 2.6 持続可能な資源利用の推進

- 3R+Renewableの徹底
- 使用後に再使用・再生利用しやすい製品の製造

#### 2.7 容器包装等の削減及び再生材料や植物由来材料の利用

- 容器包装や輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化
- 再生材料や植物由来材料の利用及び再使用・再生利用しや すい容器包装等の使用

#### 2.8 プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減

- ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の不必要な使用・廃棄の抑制及びプラスチック製品の使用抑制
- 再生材や紙・バイオプラスチック等への適切な代替促進

#### 2.9 汚染防止、化学物質管理及び廃棄物処理

- 各種環境法令に基づく大気、水質、土壌等の汚染防止、化 学物質の適切な管理、廃棄物の適切な処理
- ○環境や人間の健康への悪影響の回避

#### 2.10 資源保全に配慮した原材料の採取

- 違法に採取・栽培された資源の使用禁止
- 資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料の使用

#### 2.11 生物多様性の保全

- 絶滅危惧種の動植物に由来する原材料の使用禁止
- ○生物多様性や生態系への負荷の低減

#### 2.12 持続可能な水の利用

- ○水の保全、節水、可能な限りの水の再利用
- サプライチェーンにおける水の調達量の多い拠点について、 将来の水リスクの特定と公開の実施

### 持続可能性確保に向けた視点の概要(人権)

#### 3.1 国際的人権基準の遵守・尊重

● 人権に係る国際的な基準(世界人権宣言や人種差別撤廃条約など)を遵守・尊重する義務

#### 3.2 差別・ハラスメントの禁止

● いかなる不当な差別やハラスメントも排除する義務

#### 3.3 先住民及び地域住民等の権利侵害の禁止

- 先住民及び地域住民等の権利の尊重
- 不法な立ち退き強制や地域生活環境の著しい破壊等の禁止

#### 3.4 女性の権利尊重

○ 女性のエンパワメントや男女共同参画社会推進、リプロダ クティブヘルス/ライツの観点からの女性人材登用や育業 充実など

#### 3.5 障害者の権利尊重

- 障害者雇用促進法、障害者差別解消法に定める不当な差別 的取扱いの禁止、必要かつ合理的な配慮の提供
- 障害者の経済的・社会的活動への参加支援

#### 3.6 子供の権利尊重

- ●児童労働の禁止
- 子供向け製品・サービス提供の際の安全性確保や、子供を 世話する親・保護者への支援など

#### 3.7 社会的少数者(マイノリティ)の権利尊重

○ 民族的・文化的少数者、性的少数者、移住労働者などの社会的少数者への社会における理解が促進され、平等な権利を享受できるようハード・ソフト両方の観点からの適切な支援

### 持続可能性確保に向けた視点の概要(労働)

#### 4.1 国際的労働基準の遵守・尊重

● 労働に関する国際的な基準 (ILO中核的労働基準など) を 遵守・尊重する義務

#### 4.2 結社の自由及び団体交渉権

- 調達過程に従事する労働者に対する組合結成の自由及び団体 交渉権などの労働者の基本権の確保
- 交渉を有意義にするための真正かつ公平な情報の提供

#### 4.3 強制労働の禁止

● いかなる形態の強制労働の禁止及び人身取引への関与の禁止

#### 4.4 児童労働の禁止

- いかなる形態の児童労働の禁止
- 若年労働者等の危険な業務への従事及び深夜労働等の禁止

#### 4.5 雇用及び職業における差別の禁止

● 調達過程に従事する労働者等への採用選考や昇進、賃金・報酬、労働時間その他労働条件等の面でのいかなる不当な差別の禁止

#### 4.6 職場の安全・衛生

- 安全衛生に関する法令等に基づく許認可の取得
- 調達過程に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全 で健全な労働環境・条件の整備
- 労働者のライフ・ワーク・バランスに資する労働環境整備

#### 4.7 賃金・報酬

- 調達過程に従事する労働者に対する最低賃金以上の賃金及び 適切な手当ての支払い
- 労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金・報酬の支払い

#### 4.8 長時間労働の禁止

- 違法な長時間労働の禁止
- 労働者の労働時間の適切な管理

#### 4.9 外国人・移住労働者

- 外国人・移住労働者に対する法令に基づく適切な労働管理と 違法・不当な行為の禁止、離職等の自由及び私生活の自由尊 重
- あっせん・派遣を受ける場合の不当な権利侵害の有無の確認
- 適切な住環境への配慮と苦情申し入れ等を行える体制の整備

#### 4.10 職場における暴力とハラスメントの防止

● 職場におけるあらゆる形態の暴力とハラスメントの禁止

#### 4.11 職場における人材育成・研修の提供

○ 労働者に対する能力開発、訓練及び実習機会の提供

#### 4.12 就労に困難を抱える者の雇用の促進

○ 社会的・経済的その他の事由により就労困難な者の雇用促進

### 持続可能性確保に向けた視点の概要(経済)

#### 5.1 腐敗の防止

● 贈賄等の腐敗行為への関与の禁止

#### 5.2 公正な取引慣行

- 独禁法や下請法等の取引関係法令の遵守
- サプライチェーンにおける下請構造の可視化と適切な管理

#### 5.3 紛争や犯罪への関与のない原材料の使用

● 武装勢力や犯罪組織の資金源となる原材料の使用禁止

#### 5.4 知的財産権の保護

● 第三者の知的財産権及び営業秘密の侵害禁止

#### 5.5 責任あるマーケティング

- 一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当表示の禁止
- 差別的又は誤解を与える広告の回避など

#### 5.6 情報の適切な管理

- 法に基づく個人情報の取扱いと業務上知り得た機密事項の 適切な管理
- セキュリティリスクの高さに応じた情報アクセス管理強化 や漏洩防止体制の確立

#### 5.7 情報の記録と開示

- 記録等の偽造、改ざん、隠ぺいその他の倫理違反行為の禁止
- 調達過程に関する情報の正確な記録及び必要に応じた開示

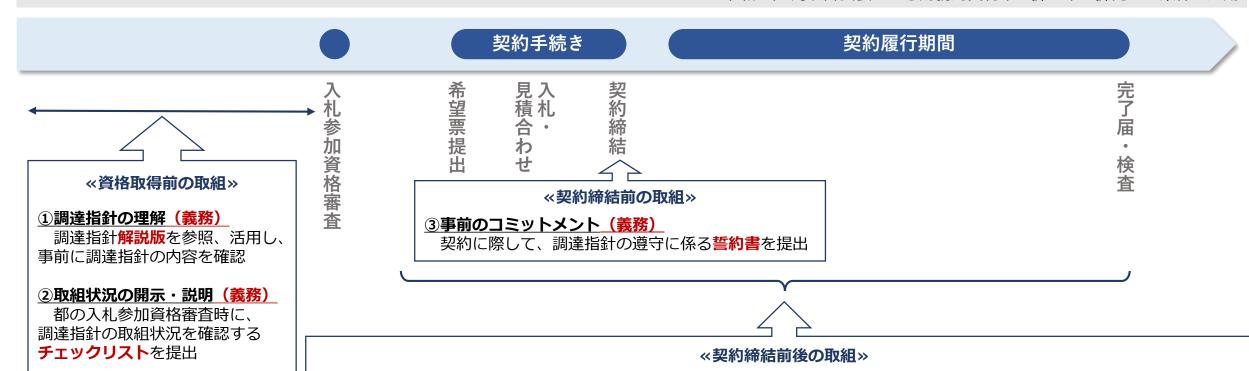
#### 5.8 地域経済の活性化

○ 調達過程における地域中小事業者の受注機会確保や持続可能性を踏まえて地域において生産された商品の利用

### 担保方法(受注者等の取組)

- ▶ 調達指針の実効性確保に向けて、都との契約の前後において受注者等が取り組むべき事項を規定
- チェックリストの提出は、令和7・8年度資格審査から実施(電子調達システムを通じた提出)
- 誓約書は、調達指針適用対象の契約※について提出が必要

※令和7年4月以降公表される財務局契約第一課・第二課発注の案件に適用







#### 4調達指針の遵守体制整備

方針・規定の策定など、 PDCAサイクルの下、適切な内 部統制システムを構築、運用、 調達指針を遵守するための社内 ンを担う事業者に伝達 体制を整備

#### ⑤伝達

研修・教育等の適切な措置を 通じ、調達指針の内容を、関係 する役職員及びサプライチェー

#### ⑥サプライチェーンを担う事業 ⑦取組状況の記録化 者に対する調査・働きかけ

デュー・ディリジェンスのプ ロセスをもってサプライチェー ンを担う事業者に対して可能な 限り調査・働きかけ等を実施

調達指針の遵守に向けた取組 状況を可能な限り記録し保管

### 担保方法(都の取組)

- ▶ 都は、解説等の提示により調達指針の趣旨や意義の理解促進に努めるほか、グリーバンス・メカニズム(苦情処理メカニズム)を整備し、調達指針の不遵守に関する通報を受け付け
- ▶ 受け付けた通報から、必要と認める場合は、受注者等への確認・モニタリングを実施するとともに、不遵守の事実を確認した場合には、改善措置を要求

<東京都社会的責任調達指針解説版>

くグリーバンス・メカニズムの概要>

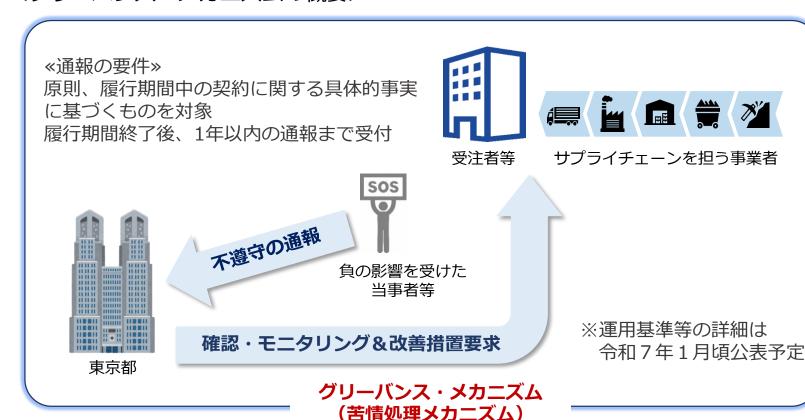
### 東京都社会的責任調達指針 解説版

令和6年8月



事業者の皆様が調達指針の内容について、 理解を深めることができるよう、項目ごと の背景情報や考え方、望ましい取組事例、 関連する都の支援策などをまとめたもの。 財務局ホームページにて公開しています。

※QRコードからご確認いただけます。



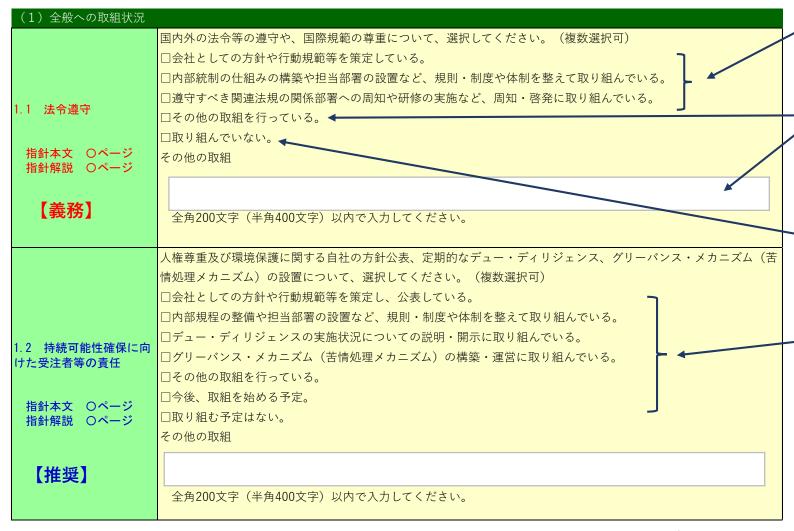
### 資格審査時におけるチェックリストの提出について①

- ▶ 令和6年秋頃に開始する令和7・8年度の競争入札参加資格の定期受付申請時から、調達指針の遵守に向けた 取組状況を報告する「チェックリスト」の提出をお願いします。
- ▶ チェックリストには、事項別に調達指針の遵守に向けた望ましい取組例を選択項目として記載していますが、 これらはあくまで例示であり、必ずしもこれを実施しなければならないという訳ではありません。
- ▶ その他の取組を行っている場合は、自由記載欄にその内容を記載してください。
- ▶ チェックリストは、資格審査の申請データと合わせて、東京都電子調達システムを通じて提出します。
- ▶ チェックリストの入力内容は、入札参加資格の審査には影響しませんが、「義務的事項」について「取り組んでいない」が選択されている場合は、今後、調達指針が適用される案件※に参加することができませんので、ご注意ください。
- ▶ 「推奨的事項」は、いずれの選択肢を選択しても、都の入札への参加に影響はありません。
- ▶ なお、資格申請後に取り組みを開始し、申請時から状況が変化した場合には、資格付与後に電子調達システム を通じてチェックリストの内容の変更申請が可能です。

※調達指針は、令和7年4月以降に公表される財務局契約第一課及び契約第二課発注案件から適用開始

### 資格審査時におけるチェックリストの提出について②

#### 〈チェックリスト画面イメージ〉



※上記は開発中のイメージ画像であり、実際の画面とは異なる場合があります。

解説等を参照しながら、取り組んでいる項目 にチェックしてください。

該当する項目がない場合は、「その他の取組 を行っている」にチェックした上で、自由記 載欄に取組内容の記載をお願いします。

義務的事項について「取り組んでいない」が 選択されている場合、調達指針が適用される 案件に参加することができません。

推奨的事項は、いずれの選択肢を選択しても、 都の入札参加に影響はありません。

# ご清聴ありがとうございました